

団体保険のご案内

病気やケガで働けなくなった時、
最長60才まで所得を補償

GLTD

(団体長期障害所得補償保険)

安心して働いていただくための補償です！

あなたの備えは大丈夫？

家族の
生活費

住宅
ローン

子どもの
教育費



ご自身やご家族のケガ・病気を幅広く補償!!

医療・ケガ ・親介護

<団体総合生活補償保険
(MS&AD型)>



＋ オプション追加により、日常生活上の賠償事故等も補償！
示談交渉サービスがご利用できます！

趣味を楽しむ方のための保険
万が一の場合にお役に立ちます！

団体総合生活補償保険

団体レジャー保険

- ・ゴルフ保険（個賠型）
- ・スキー保険（個賠型）
- ・テニス保険（個賠型）
- ・アウトドアプラン（MS&AD型）



＋ 示談交渉サービスがご利用できます！

保険期間
(ご契約期間)

令和8年10月1日午後4時～令和9年10月1日午後4時

お申込締切日

令和8年9月18日（金）必着

加入申込票提出先

農林水産省職員生活協同組合事務局



お
申
込
方
法

新規に
ご加入いただく方

Webにてお申込みください。

既にご加入
いただいている方

- 加入内容に変更がない場合
前年度と同じ内容にて自動継続扱とさせていただきますのでお手続きは不要です。
- 加入内容を変更される場合
加入区分「変更申込」を選択して、変更内容をお申し込みください。
- 継続加入されない場合
加入区分「脱退」を選択してお手続きください。

保険料
の払込方法

- 団体長期障害所得補償保険
- 団体総合生活補償保険（医療・ケガ・親介護）
令和9年1月 ①～③のいずれかにより払込（月払）
- 団体レジャー保険
令和9年1月 ①～③のいずれかにより払込（年間保険料一時払）
①生協への登録口座より引落し ②給与控除 ③生協より別途請求

商品内容、募集情報は、農林水産省職員生活協同組合のホームページでもご覧になれます。
(重要事項のご説明・お支払いする保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内は、ホームページよりご確認ください)

URL⇒https://www.nourinseikyou.jp/insurance_top/insurance/tabid/60/Default.aspx

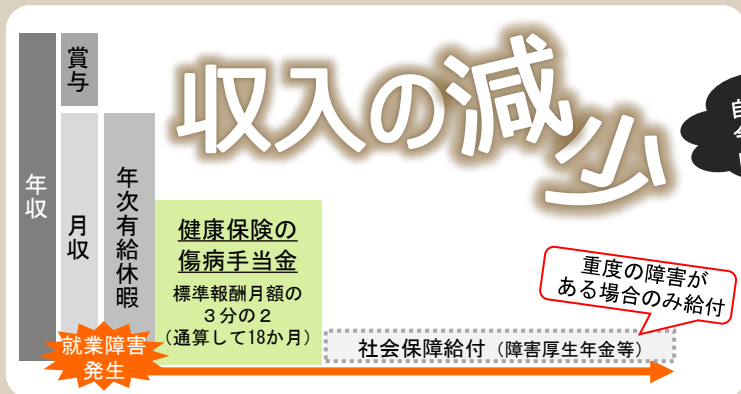
ホームページは
こちら



1 もし、長期間働けなくなったら…

— 私傷病の場合の社会保障の給付について —

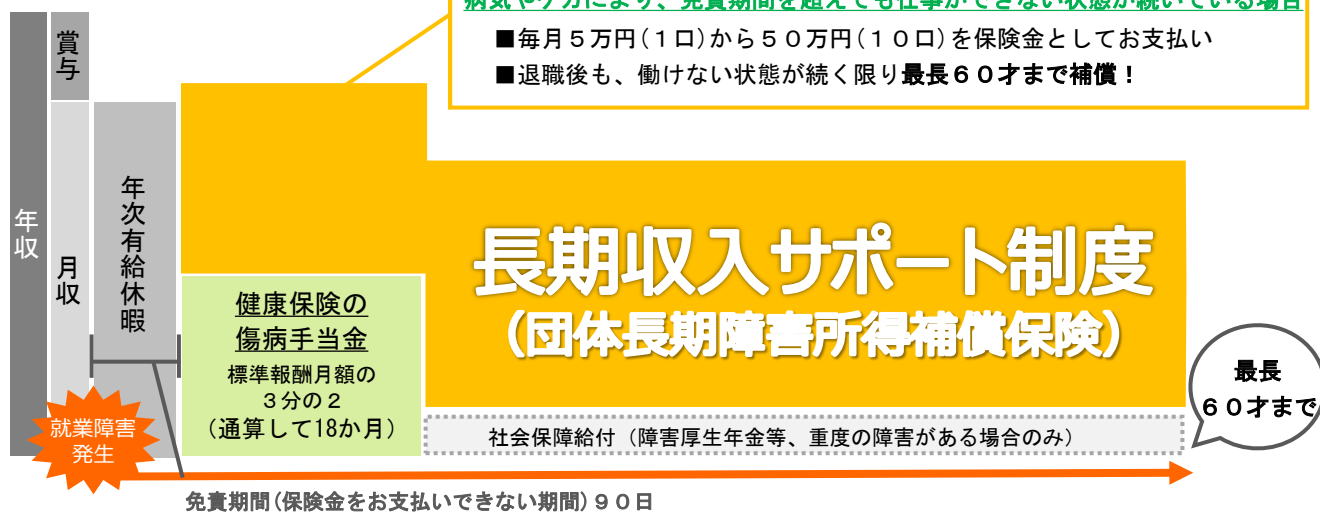
- 有給休暇等の支給が終了した後は、傷病手当金の給付を受けることができます。
- 傷病手当金の給付額は標準報酬月額額の3分の2です。
- その後は所定の重度障害に該当した場合には、障害厚生年金等が給付されます。



2 長期収入サポート制度があれば…

病気やケガにより長期間仕事ができなくなったら **最長60才まで所得を補償！**

〔制度イメージ図〕



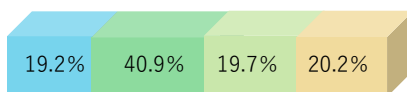
※精神障害による就業障害のてん補期間(保険金をお支払いする期間)は最長2年間となります。
※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

「生きること」を支えるために…

医療の高度化等により、日本人の寿命は今までに延び、私たちが60才以前に死亡するリスクは減少の傾向にあります。しかしその反面、療養が長期化するケースや障害が残る今までのように働くことができないケースの増加が問題になっています。長期間にわたって治療を受けたり、リハビリを行っている間に所得が減少し住宅ローンが払えない、子どもの学費が払えないなど、「生きること」をしっかりと支えるための対策が必要です。

■ 生活保護を受ける理由

生活保護を開始する理由の約2割が
傷病によるものとなっています



- 傷病による収入の減少・喪失
- 貯金等の減少・喪失
- 働きによる収入の減少・喪失
- その他

<出典：厚生労働省
「令和2年度 厚生統計要覧」より
引受保険会社作成>

3 長期収入サポート制度の特長

長期療養時の補償

病気やケガにより、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で60才まで所得を補償します。※
(保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません。)

一部復職後も補償

職場に復帰しているけれども完全には仕事ができないなど、一部復職していても収入が20%超減少している場合には、その減少割合に応じて継続して(最長60才まで)補償します。

精神障害も補償

躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で2年間所得を補償します。

業務中・業務外、国内外を問わず補償

病気やケガの発生が、業務中・業務外、国内外を問わず、24時間補償します。また、入院だけでなく自宅療養やリハビリテーション中でも、保険金のお支払条件を満たす場合は補償の対象となります。

妊娠に伴う就業障害も補償

妊娠・出産・早産または流産による身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します。

※ てん補期間は60才に達した日(*)の属する月末まで、または3年間のいずれか長い期間となります。
* 60才に達した日とは、60才の誕生日の前日となります。

4 保険料は月々339円 (24才女性の場合) から



1口 (月額5万円) あたりの月払保険料

年令	男性(K)	女性(L)
15~24才	445円	339円
25~29才	468円	473円
30~34才	563円	626円
35~39才	721円	886円
40~44才	988円	1,150円
45~49才	1,310円	1,495円
50~54才	1,489円	1,605円
55~59才	1,412円	1,373円

《ご加入口数の設定について》

● 10口以下で設定してください。

ご注意ください

● 「口数 × 5万円 × 12」が年収の50%以内になるように設定してください。

※ 年令は、令和8年10月1日時点の満年令です。
※ カッコ内は加入タイプ名です。
※ 当保険料は団体割引15%を適用しています。

○加入対象○

令和8年10月1日時点で満59才以下の農林水産省職員生活協同組合の組合員でかつ告知日時点で正常に勤務されているご本人。ケガまたは病気により休職されている方や業務内容・範囲等が制限されている方は新規でのご加入はできません。

○セットされている特約○

- ・ 精神障害補償特約
- ・ 妊娠に伴う身体障害補償特約 (女性のみ)

Webにてお申込みください

保険金支払例



30才男性

GLTDに加入していれば！

30才の時に交通事故にあい、脊髄損傷のため半身不随となった。休職期間満了後に規定により退職となり、収入が途絶えてしまった。

保険料は

保険金お支払例

【3口(月額15万円補償)にご加入の場合】
60才まで約30年間保険金を受け取った場合(免責期間:90日)

月々: 1,689円

保険金総額(予定)

15万円 × 約29年9か月(357か月) = 約5,355万円
(免責期間(90日)を除く)

ご注意

団体長期障害所得補償保険(GLTD)の加入者が10名未満の場合、団体長期障害所得補償保険(GLTD)のご契約は不成立となり、ご加入できません。

医療 疾病補償プラン（疾病補償特約セット団体総合生活補償保険）

病気による入院・通院

さまざまな病気による入院・退院後の通院時に保険金をお支払いします。



病気による手術・放射線治療

病気により所定の手術・放射線治療を受けたとき保険金をお支払いします。

※手術・放射線治療を複数回受けた場合等はお支払いの限度があります。



おすすめです！

＋ オプションもあります！

・・・ご加入できる方（補償の対象となる方）・・・

ご家族の方もご加入いただけます

農林水産省職員生活協同組合の組合員およびそのご家族、以下からお選びいただいた方「ご本人」です。

●本人(組合員) ●本人の配偶者 ●本人の父母・子・兄弟姉妹 ●本人と同居の親族（注）

（令和8年10月1日時点の満年齢が、生後15日以上満69才以下の方に限ります。）

（注）「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※契約は1年更新で、本人が在職中は、最長80才まで補償を継続することができます（最終更新は満79才）。

※新規加入者および補償内容を拡大するタイプに変更される方（A1→A2への変更など）や、特定疾病等対象外欄の削除をする方は「健康状態の告知」をいただきます。

※オプションの加入は1口までとなります。複数のタイプに同じオプションはつけられません。

（例：疾病補償プランでオプションF2をつけた場合、普通・家族・交通事故傷害プランにオプションF2をつけることはできません）

※特定精神障害補償特約セット

保険金額（ご契約金額）・月払保険料

疾病入院保険金支払対象期間・支払限度日数：1,095日（免責期間0日）、疾病通院保険金支払対象期間：180日・支払限度日数：30日
・団体割引15%適用（注）前年同条件でご継続される場合でも、年齢群の移行により昨年と比べ保険料が上がる場合がありますのでご注意ください。

疾病補償プラン

タイプ		A1	A2	A3
疾病入院保険金日額		2,000円	3,000円	5,000円
疾病手術保険金額	入院中の手術	2万円	3万円	5万円
	入院中以外の手術	1万円	1.5万円	2.5万円
疾病放射線治療保険金額		2万円	3万円	5万円
疾病通院保険金日額		1,000円	1,500円	2,500円
令和8年10月1日時点の満年齢	0才（生後15日以上）～4才	530円	810円	1,340円
	5～9才	170円	270円	440円
	10～14才	140円	220円	360円
	15～19才	120円	190円	310円
	20～24才	160円	250円	400円
	25～29才	260円	380円	650円
	30～34才	340円	500円	850円
	35～39才	340円	520円	860円
	40～44才	340円	520円	850円
	45～49才	420円	640円	1,080円
	50～54才	610円	920円	1,540円
	55～59才	880円	1,310円	2,190円
	60～64才	1,320円	1,970円	3,280円
	65～69才	1,840円	2,780円	4,620円
	70～74才（継続のみ）	2,940円	4,420円	7,360円
	75～79才（継続のみ）	4,800円	7,200円	11,980円

Webにてお申込みください

＋ オプション 共通

オプション 補償内容	タイプ	追加保険料
女性形成治療保険金額 30万円	F10	+50円
日常生活賠償保険金額 1,000万円（免責金額0円）	F2	+90円
携行品損害保険金額 10万円（免責金額：1事故3,000円）	F3	+70円

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

女性形成治療保険金補償特約

ケガまたは病気の治療のため、次のいずれかの手術を受けた場合＊1 保険金をお支払いします。

- ①植皮術またははん痕形成術
- ②外反母趾など足ゆびの後天性変形に対する変形形成術
- ③乳房切除術

☆疾病補償プランのみ選択可能

携行品損害＊2

外出先にて、携行中の被保険者所有の身の回り品に発生した偶然な事故による損害を補償します。

※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、眼鏡、漁具など保険の対象に含まれない物があります。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

日常生活賠償＊2・3

示談交渉サービス付＊4・5

レジャー中や日常生活上の偶然な事故により、他人の身体の障害、他人の財物の損壊、日本国内における電車等の運行不能について被保険者（補償の対象となる方）が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

※日常生活賠償保険金は、1家族につき1口のみ加入できます。

ケガ 普通傷害・家族傷害・交通事故傷害プラン（傷害補償(MS&AD型)特約セット団体総合生活補償保険）

ケガによる入院・通院

事故によるケガの治療のため、入院・通院したときに保険金をお支払いします。



ケガによる手術

事故によるケガの治療のため所定の手術を受けたとき保険金をお支払いします。



ケガによる死亡・後遺障害

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または約款所定の後遺障害が発生した場合、保険金をお支払いします。



☆交通事故傷害プランのみ

・・・ご加入できる方（補償の対象となる方）・・・

ご家族の方もご加入いただけます

普通傷害プラン・交通事故傷害プラン（本人型）の被保険者（補償の対象となる方）は、以下からお選びいただいた方「ご本人」です。

●本人(組合員) ●本人の配偶者 ●本人の父母・子・兄弟姉妹 ●本人と同居の親族（注1）

家族傷害プラン（夫婦型・家族型）、交通事故傷害プラン（家族型）の被保険者（補償の対象となる方）は、以下からお選びいただいた方を「被保険者本人」とする「夫婦」または「家族（注2）」です。

●本人(組合員) ●本人の配偶者 ●本人の父母・子・兄弟姉妹

（注1）「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

（注2）「家族」とは、本人および本人の配偶者、親族（本人またはその配偶者の同居の親族（注1）・別居の未婚の子（注3））をいいます。

（注3）「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※オプションの加入は1口までとなります。複数のタイプに同じオプションはつけられません。

（例：普通・家族・交通事故傷害プランでオプションF2をつけた場合、疾病補償プランにオプションF2をつけることはできません）

保険金額（ご契約金額）・月払保険料

・傷害入院保険金支払対象期間：180日・傷害入院保険金支払限度日数：180日（免責期間0日）
・傷害通院保険金支払対象期間：180日・傷害通院保険金支払限度日数：90日（免責期間0日）
・団体割引15%適用

普通傷害・家族傷害プラン

＋ オプション 共通

タイプ 保険金額		B1	B2	B3	C1	C2	C3	D1	D2	D3
		本人型	夫婦型	家族型	本人型	夫婦型	家族型	本人型	夫婦型	家族型
傷害入院保険金日額		2,000円			3,000円			5,000円		
傷害手術保険金額	入院中の手術	2万円			3万円			5万円		
	入院中以外の手術	1万円			1.5万円			2.5万円		
傷害通院保険金日額		1,000円			1,500円			2,500円		
月払保険料（年齢問わず）		420円	780円	1,450円	620円	1,160円	2,180円	1,050円	1,950円	3,640円

交通事故傷害プラン

＋ オプション 共通

タイプ 保険金額		E1	E2	
		本人型	家族型	
			本人	配偶者・親族
傷害死亡・後遺障害保険金額		5 2 0万円	5 2 0万円	1 0 0万円
傷害入院保険金日額		1, 5 0 0円	1, 5 0 0円	9 0 0円
傷害手術保険金額	入院中の手術	1 5, 0 0 0円	1 5, 0 0 0円	9, 0 0 0円
	入院中以外の手術	7, 5 0 0円	7, 5 0 0円	4, 5 0 0円
傷害通院保険金日額		1, 0 0 0円	1, 0 0 0円	6 0 0円
月払保険料（1口あたり）		270円	420円	

◆交通事故傷害プラン

・加入口数は、1口～10口の間でお選びいただけます。日常生活賠償特約は1口のみです。

※傷害死亡・後遺障害保険金額が5,000万円を超える口数は15才未満の方はご加入できません。

・補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

・交通事故危険のみ補償特約セット（E1、E2）

オプション補償内容	タイプ	追加保険料
日常生活賠償保険金額 1,000万円（免責金額0円）	F2	+90円

- ＊1 手術には、美容整形上の手術、病気を直接の原因としない不妊手術、診断、検査のための手術などは含まれません。
- ＊2 補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。
※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。
- ＊3 日常生活賠償特約の被保険者の範囲は、本人型・夫婦型・家族型にかかわらず、ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）」および「別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）の子」となります。（注）被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
- ＊4 日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について、被保険者のお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお受けいたします。なお、次の場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。
・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ＊5 話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

Webにてお申込みください

要支援・要介護認定者数は令和元年度末現在で669万人にも達し、介護が決して他人ごとではない時代となりました。このような背景から親の介護を補償する特約をご用意しております。今回は親の介護に対する備えに特化したプランをご案内させていただきます。この機会にぜひ、親の介護リスクに対する備えについてご検討ください。

親介護補償プランの特長

団体契約だから手続きが簡単・確実

団体割引15%適用 個人でご加入されるよりも保険料が割安です！

- ◆農林水産省職員生活協同組合を通じてご加入いただける保険です。
- ◆保険料は、農林生協へ登録の口座引き（一部給与引き）または生協より別途請求です。

親の介護への備え「親介護一時金補償」

- ◆親に介護が必要となった場合（要介護認定2以上の認定を受けた状態など）に一時金をお支払いします。

「親介護一時金補償」は「代理告知」でOK

- ◆親を特約被保険者として親介護一時金支払特約に加入される場合、親の健康状態告知は被保険者ご本人による**代理告知**となります。「基本特約の被保険者ご本人」が「特約被保険者（親）」に健康状態を確認し、その内容を告知しますので、別居の場合でも簡単な手続きが可能です。

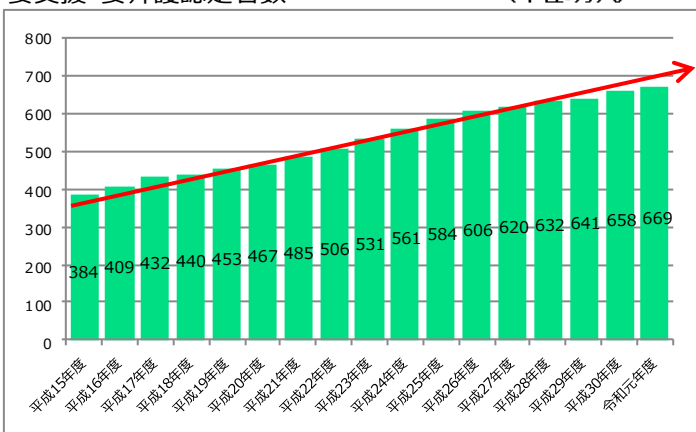
親の介護について考えたことはありますか？ — 介護の現状 —



平成15年度の384万人と比較して16年間で約2倍に増加しています。

要支援・要介護認定者数

(単位:万人)



<出典：厚生労働省 令和元年度介護保険事業状況報告（年報）より>

親の介護は他人ごとではありません。
誰にでも起こりうる問題です！

親の介護にいくらかかるのか考えたことはありますか？



例えば、実家の父親が突然倒れて介護が必要となってしまった。
介護の初期費用にいくらかかるんだろうか・・・。

初期段階で必要となる費用例

- ・住宅改修費※
- ・福祉用具の購入費※
- ・介護者の交通費、宿泊費（遠方の場合）

など

※公的介護保険制度により自己負担額は1割から3割となります。

介護初期段階にかかる
自己負担額は
平均**74**万円です

出典：公益財団法人 生命保険文化センター
「生命保険に関する全国実態調査」 令和3年度より

上記以外に個別の事情によりその他の費用が必要となります。
公的介護保険の高額介護サービス費制度が適用されるケースについては、自己負担の上限額が適用されるケースがあります。

被保険者ご本人の補償		親（特約被保険者）の補償	
補償項目	補償内容	補償項目	補償内容
傷害死亡	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。	親介護一時金 	被保険者ご本人またはご本人の配偶者の親（特約被保険者）が要介護状態となった場合に一時金をお支払いします。
傷害後遺障害	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。 ※傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金は保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。		

親介護一時金補償について

基本特約の被保険者ご本人（組合員）またはご本人の配偶者の親のうち、この特約の被保険者として入力された方（以下、「特約被保険者」といいます）が要介護状態※1、※2となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて90日を超えて継続した場合に、親介護一時金額の全額をお支払いします。

※1 公的介護保険制度の「要介護2」以上の認定を受けた状態（公的介護保険制度の給付対象外となる場合は特約に定める基準による状態）をいいます。
※2 「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」のセットにより、保険金をお支払いする要介護状態を「要介護3以上」から「要介護2以上」に拡大します。

（注）親介護一時金補償について、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますのでご注意ください。

ご加入できる方（補償の対象となる方）

- <被保険者ご本人> ●本人(組合員)
- <特約被保険者（親介護一時金の被保険者）>
- 被保険者ご本人の親またはご本人の配偶者の親（同居・別居は問いません）、最大4名まで特約被保険者とすることができます。（特約被保険者（親）の保険始期日時点の満年齢が45才以上89才以下の方がご加入いただけます）

保険金額（ご契約金額）・月払保険料

【団体割引 15%適用】

【月払保険料】

①被保険者ご本人部分の月払保険料

②特約被保険者(親)部分の1人あたりの月払保険料

110円

+

加入セット別保険料（1人あたり）

※複数名（2～4名）が加入される場合は、それぞれの年令別保険料の合計となります（同一保険金額でのご加入となります）。

免責期間（フランチャイズ期間）90日 要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット・団体割引15%適用

セット名	S		
傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円		
①被保険者ご本人部分の月払保険料	110円		

+

加入セット名	G1	G2	G3
親介護一時金額	100万円	200万円	300万円
特約被保険者（親）年令 （令和8年10月1日時点）	②特約被保険者(親)部分の1人あたりの月払保険料		
45～49才	20円	40円	50円
50～54才	40円	80円	120円
55～59才	90円	190円	280円
60～64才	210円	420円	640円
65～69才	500円	1,000円	1,500円
70～74才	1,130円	2,260円	3,390円
75～79才	2,510円	5,020円	7,540円
80～84才	6,350円	12,710円	19,060円
85～89才	12,990円	25,980円	38,970円

Webにて
お申込みください

団体レジャー保険

golfer 保険

(正式名称: ゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険)

◆保険金額(ご契約金額)と保険料

・傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

ゴルフを楽しまれるアマチュアゴルファーのための保険です。

※ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等のゴルフに類似のスポーツはこの保険の対象とはなりません。

【団体割引 15%適用】



コース		A コース
ゴルファー賠償責任保険金額 (免責金額 0 円)		1 億円
傷害 (ケガ)	死亡・後遺障害保険金額	200 万円
	入院保険金日額	3,000 円
	手術保険金	入院中の手術 : 傷害入院保険金日額の 10 倍 入院中以外の手術 : 傷害入院保険金日額の 5 倍
	通院保険金日額	2,000 円
ホールインワン・アルバトロス 費用保険金額		20 万円
ゴルフ用品保険金額		15 万円
年間保険料(一時払)		4,500 円

【ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)についてのご注意】

■保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者 1 名以上とパー 3 5 以上の 9 ホール (ハーフ) を正規にラウンドした場合のもので、次のいずれかに該当するものに限ります。

(1) 次の①および②の両方の方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス ①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者(注)

(注) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者などをいいます。

(2) 記録媒体に記録された映像等により被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

(3) 公式競技において、上記(1)①または②のいずれかの方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス

【ご注意】

・目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます(達成後にボールがカップインした状態のみを確認した場合を含みません)。

・同伴競技者および同伴競技者以外の第三者による目撃とは、現場に居合わせてボールを打ってからカップインまでを確認している場合などをいいます。

・キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃がある場合またはホールインワン等の達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。

Webにて
お申込みください

スキー保険

スキー・スノーボードを楽しまれる皆さまの万が一の場合にお役に立ちます。

(正式名称: スキー・スケート賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険)

※下記保険料はアマチュアの場合です。プロの場合は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

◆保険金額(ご契約金額)と保険料

【団体割引 15%適用】

・傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

コース		スキーのみ	スキー+スノーボードのみ
		B コース	C コース
スキー・スケート賠償責任保険金額 (免責金額 0 円)		1 億円	1 億円
傷害 (ケガ)	死亡・後遺障害保険金額	500 万円	400 万円
	入院保険金日額	5,000 円	4,000 円
	手術保険金	入院中の手術 : 傷害入院保険金日額の 10 倍 入院中以外の手術 : 傷害入院保険金日額の 5 倍	入院中の手術 : 傷害入院保険金日額の 10 倍 入院中以外の手術 : 傷害入院保険金日額の 5 倍
	通院保険金日額	2,500 円	2,000 円
スキー用品保険金額		7 万円	7 万円
年間保険料(一時払)		5,610 円	15,700 円



Webにて
お申込みください

■上記、ゴルフ保険・スキー保険は、団体割引15%を適用しています。

■補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

■Cコースには雪上滑走スポーツ補償特約がセットされています。

テニス保険

テニス愛好家の皆さまのテニスライフをバックアップする保険です。
練習中のケガやテニスラケットの破損（ガットのみの破損は除きます）に備えます！

（正式名称：テニス賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険）

◆保険金額（ご契約金額）と保険料

【団体割引 15%適用】

・傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

コース		D コース
テニス賠償責任保険金額 (免責金額 0 円)		1億円
傷害 (ケガ)	死亡・後遺障害保険金額	300万円
	入院保険金日額	4,500円
	手術保険金	入院中の手術 ：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術 ：傷害入院保険金日額の5倍
	通院保険金日額	3,000円
テニス用品保険金額		6万円
年間保険料(一時払)		2,890円



Webにて
お申込みください

アウトドアプラン

ケガや、携行品の破損などに備える保険です。

（正式名称：傷害補償（MS&AD型）特約セット団体総合生活補償保険）

◆保険金額（ご契約金額）と保険料

【団体割引 15%適用】

・傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

コース		E コース	H コース
日常生活賠償保険金額 (免責金額 0 円)		3,000万円	3,000万円
傷害 (ケガ)	死亡・後遺障害保険金額	100万円	100万円
	入院保険金日額	1,500円	—
	手術保険金	入院中の手術 ：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術 ：傷害入院保険金日額の5倍	—
	通院保険金日額	1,000円	—
携行品損害保険金額 (免責金額：1事故3,000円)		10万円	10万円
救援者費用等保険金額		100万円	100万円
年間保険料(一時払)		7,400円	3,210円



Webにて
お申込みください

※漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された物）は、携行品損害補償特約の補償対象外となります。

- 上記、テニス保険・アウトドアプラン(団体総合生活補償保険)の保険料は、団体割引15%を適用しています。
- 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。
- 携行品損害については、携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡、漁具など保険の対象に含まれない物があります。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

団体レジャー保険へご加入にあたってのご注意

■日本国内で発生した賠償事故については『示談交渉サービス』をご利用になれます。

※示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです（日本国内で発生した賠償事故に限ります）。

※相手の方が引受保険会社と直接折衝することに関して同意しない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合などには、引受保険会社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。

※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

■被保険者（補償の対象となる方）の範囲は「ご加入にあたって」（10ページ）をご確認ください。日常生活賠償特約の被保険者の範囲は、被保険者本人、配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます）・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子となります。

（注）被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

重複補償に関するご注意

■ホールインワン・アルバトロス費用については、この費用を補償する他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）に複数加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。

■賠償損害、用品の損害、ホールインワン・アルバトロス費用については、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

◆ゴルフ保険のホールインワン・アルバトロス費用の保険金のご請求にあたっては、必ずホールインワン・アルバトロス費用の支払を証明する領収書と次の「ホールインワン・アルバトロスを証明する書類または証拠」のご提出が必要となります。

対象となるホールインワン等	ホールインワン等を証明する書類または証拠		
①次のア、イの両方の方が目撃（注）したホールインワン等 ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者（*） （*）同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者などをいいます。	同伴競技者以外の第三者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書	同伴競技者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書	被保険者がホールインワン等を達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行または行使する権限を有する者が記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書
②ホールインワン等の達成が客観的に確認できるビデオ映像等があるホールインワン等	被保険者がホールインワン等を達成したことが確認できるビデオ映像等		
③公式競技において、上記①ア、イのいずれかの方が目撃（注）したホールインワン等	同伴競技者または同伴競技者以外の第三者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書		

ご注意

キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃（注）がある場合またはホールインワン等の達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。

（注）目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます（達成後にボールがカップインした状態のみを確認した場合を含みません）。

ご加入にあたって

被保険者の範囲 (補償の対象となる方)	■ 団体長期障害所得補償保険 令和8年10月1日時点満15才～満59才かつ告知日時点で正常に勤務されている組合員の方。ケガまたは病気により休職されている方や業務内容・範囲等が制限されている方は新規でのご加入はできません。 (本保険はご家族の方はご加入いただけません) ■ 団体総合生活補償保険（医療・ケガ・親介護） 医療：3ページ、ケガ：4ページ、親介護：6ページをご確認ください ■ 団体レジャー保険 次の①～③の中から選びいただいた方で、「ご本人」のみ 農林水産省職員生活協同組合の①組合員ご本人②組合員ご本人の配偶者、子、両親、兄弟姉妹 ③組合員ご本人と同居している親族（親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。） 令和8年10月1日午後4時～令和9年10月1日午後4時
保険期間 (ご契約期間)	
自動継続について	■ 団体長期障害所得補償保険 ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満59才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。 ■ 団体総合生活補償保険（医療・ケガ・親介護） ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満79才までまたは、ご継続時の親介護一時金支払特約の特約被保険者の年齢が満89才まで保険契約の満了する日と同一内容（※）で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の被保険者、特約被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。 ■ 団体レジャー保険 ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満80才まで保険契約の満了する日と同一内容（※）で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の保険料率によって計算されます。 （※） 傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。 この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。 （ご注意） 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続をお断りさせていただくことがあります。
税法上の取扱い (令和8年6月現在)	【団体長期障害所得補償保険・団体総合生活補償保険（医療・親介護プラン）にご加入の場合】 払い込んでいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除（介護医療保険料控除）の対象となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。 ※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

告知について

- ご加入の際は、各項目（生年月日、年齢・性別、他の保険契約等の有無など）について正しくご回答ください。
- 健康状態告知書回答内容や加入申込事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として回答していただきます。正しく回答していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

団体長期障害所得補償保険・団体総合生活補償保険（医療・親介護プラン）のご加入にあたっては健康状態を告知いただきます。（継続時は、口数の増加、補償が拡大するタイプへの変更、特定疾病等対象外欄の削除がなければ告知は不要です）

●健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（注）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。
また、保険期間の開始時（注）から1年を経過していても、回答がなかった事実、または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（注）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時となります。

お願い

重要事項のご説明・お支払いする保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内は、
農林水産省職員生活協同組合のホームページからご確認をお願いいたします。

URL⇒https://www.nourinseikyoku.jp/insurance_top/insurance/tabid/60/Default.aspx

サービスのご案内

詳しくは下記二次元コードまたはURLより、サービスのご案内を読み込み、ご確認ください。

下記二次元コードまたはURLからご確認できない場合は、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

団体長期障害所得補償保険 サービスのご案内



GN20D010086

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/si_gl2106.pdf

団体総合生活補償保険 サービスのご案内



GN25-300063

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_s_GN25-300063.pdf

ご加入にあたってのご注意

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」（団体長期障害所得補償保険、団体総合生活補償保険）をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- この保険は農林水産省職員生活協同組合を保険契約者とし、農林水産省職員生活協同組合の組合員を加入者とする団体長期障害所得補償保険・団体総合生活補償保険（MS&AD型、個賠型）の団体契約です。
- 団体長期障害所得補償保険、疾病補償特約・傷害補償（MS&AD型）特約・親介護一時金支払特約・ゴルフ賠償責任保険特約・スキー・スケート賠償責任保険特約・テニス賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（農林水産省職員生活協同組合）に交付されます。

万一事故が起こった場合

■団体長期障害所得補償保険・団体総合生活補償保険（医療・ケガ・親介護・アウトドアプラン）

事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

■団体レジャー保険（ゴルフ保険・テニス保険・スキー保険）

賠償損害、用品の損害、費用損害に関わる事故が起こった場合には、遅滞なく取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。また、傷害に関わる事故が起こった場合には、事故の起こった日から30日以内に取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

事故が起こった場合は、取扱代理店または下記にご連絡ください。

0120-985-024（無料） 受付時間：24時間 365日

I P 電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。おかけ間違いにご注意ください。

お問
合
わ
せ
先

【団体窓口】農林水産省職員生活協同組合

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町7-16 ニッケビル5階 TEL 03-6667-0140 FAX 03-6667-0144

【取扱代理店】株式会社ツツミ保険事務所 担当：堤 宣孝

〒274-0064 千葉県船橋市松ヶ丘4-38-14

TEL 047-463-2914 FAX 047-467-2851

E-mail: y-tutu@mue.biglobe.ne.jp

★一般の自動車保険よりお得な団体扱自動車保険もお取り扱いしております。詳しくは上記取扱代理店までお問合わせください。★

【引受保険会社】あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 公務部営業第一課

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19

TEL 050-3460-2233 FAX 03-6734-9612

(2026年6月承認) A26-100759